

地域医療医師確保奨学生（愛媛大学医学部地域特別枠）の 卒後配置及びキャリア形成（知事が指定する医療機関）について

R 1. 5. 24 策定

R 6. 4. 11 改定

愛媛県保健福祉部

愛媛大学医学部

1. 指定することができる医療機関の要件

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例第 2 条に定める「指定医療機関」は、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する医療機関のうちから知事が指定する。

ただし、「医師多数区域」となる松山二次保健医療圏域内の医療機関については、県中核病院において後期臨床研修を行う場合（１年間に限る（特定の診療科においては３年以内））を除き指定しない。なお、久万高原町立病院及び愛媛県心と体の健康センターについてはこの限りでない。

- （１）愛媛県又は愛媛県内の市町が設置している医療機関
- （２）愛媛県保健医療計画において重要な位置付けがなされている医療機関
 - ・ 地域医療支援病院
 - ・ 県がん診療連携拠点病院又は地域がん診療連携拠点（推進）病院
 - ・ 認知症疾患医療センター
 - ・ 救急告示施設（三次救急医療を提供する施設に限る。）
 - ・ 災害拠点病院
 - ・ 原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関
 - ・ **第一種・第二種感染症指定医療機関**
 - ・ へき地医療拠点病院又はへき地診療所
 - ・ 総合（地域）周産期母子医療センター
 - ・ 小児医療高次機能病院又は連携強化病院若しくは連携病院
 - ・ 難病医療拠点病院
 - ・ 心と体の健康センター
- （３）愛媛大学医学部が地域医療を担う医師の育成等に資するためサテライトセンターを設置している医療機関（サテライトセンターを通じて医師を派遣している医療機関を含む。）

2. 指定医療機関の機能的区分と配置の可否

「指定医療機関」の要件を満たす医療機関を、その機能により「県中核病院」「地域中核病院」「地方拠点病院」「へき地診療所」に区分することとし、初期臨床研修（卒後１～２年目）、後期臨床研修（卒後３～５年目）、地域医療貢献期間（卒後３～９年目）の各期間における機能別区分ごとの配置の可否（＝義務年限への算入・不算入）は、別表のとおりとする。

3. 指定の手続き

上記の要件を満たす医療機関及び市町の配置要望を踏まえ、愛媛大学医学部と調整の上、愛媛県保健医療対策協議会の審議を経て、毎年度、知事が指定する。

（参考）

・ 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例 抜粋

第 2 条 奨学金の貸与を受ける者（以下「貸費生」という。）は、県内の大学その他知事が定める大学の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。）において医師としての業務に従事しようとするもののうちから採用する。

・ 「医師多数区域」

厚生労働省が全国の医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として算定する医師偏在指標により示された医師多数区域であって都道府県が指定した区域。

知事が指定する医療機関の範囲（指定医療機関群）

機 能 別 区 分			配置の可否 (義務年限への算入の可否)		
区 分	該当する医療機関(※1)	医療 機 関 数	初期臨床 研修 (1～2年目)	後期臨床研修 +地域貢献 (3～5年目)	地域医療 貢献期間 (6～9年目)
県 中 核 病 院	全県的な機能を担うと位置付けられた病院 ・県がん診療連携拠点病院 ・基幹災害拠点病院 など	愛媛大学医学部附属病院 県立中央病院 四国がんセンター 愛媛医療センター 松山赤十字病院 5	愛媛大学医学部 附属病院の アイ(愛)プログラ ムに限る。 【算入】	1年間のみ 配置可(※2) ただし、特定の 診療科(※3)に 限り3年間配置可 【算入】	配置しない
地 域 中 核 病 院	各保健医療圏で中心的な機能 を担うと位置付けられた病院 ・地域がん診療連携拠点病院 ・災害拠点病院 など	四国中央病院 県立新居浜病院 住友別子病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 7	配置しない	配置可 【算入】	配置可 【算入】
地 方 拠 点 病 院	要件を満たす病院のうち県中核 病院及び地域中核病院以外の 病院	HITO病院 愛媛労災病院 十全総合病院 十全ユリノキ病院 西条市立周桑病院 済生会西条病院 西条中央病院 正光会今治病院 今治市医師会市民病院 久万高原町立病院 心と体の健康センター 市立大洲病院 喜多医師会病院 平成病院 西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 宇和島市立吉田病院 宇和島市立津島病院 正光会宇和島病院 JCHO宇和島病院 鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院 国保一本松病院 23	配置しない	配置可 【算入】	配置可 【算入】
診 へ 療 き 所 地	市町立診療所など	国保診療所など 49	配置しない	原則配置しない 【配置した場合は算入】	
合 計		84			

※1 配置する医療機関は知事が指定する。

※2 県中核病院にあっては、後期臨床研修期間(卒後3～5年目)のうち、1年間のみ義務年限に算入する。

※3 特定の診療科は、救急科、精神科及び呼吸器内科とする。